



発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【教育委員会中央図書館奉仕課】 2

◇ 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局健康医療部疾病対策課】 3
- 街区の区域変更【総務市民局市民部区政推進課】 4

◇ 教育委員会

- 北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正する規則【教育委員会中央図書館奉仕課】 6

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部
の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 4 9 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和
8 年北九州市条例第 2 5 号）付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和
9 年 2 月 1 6 日とする。

北九州市告示第 387 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 14 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 24 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 15 日

北九州市長 武 内 和 久

1 医科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
かながわ耳鼻咽喉科	北九州市門司区戸ノ上一丁目 16 番 9 号	令和 8 年 10 月 1 日
こうの内科クリニック	北九州市小倉南区葛原東三丁目 14 番 7 号	令和 8 年 10 月 1 日
村岡内科消化器科クリニック	北九州市小倉北区浅野二丁目 18 番 15 号	令和 8 年 10 月 1 日

2 歯科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
医療法人宝歯会かじわら歯科医院	北九州市若松区下原町 1 番 1 号	令和 8 年 10 月 1 日
医療法人宝歯会小倉駅スマイル歯科小児歯科医院	北九州市小倉北区京町二丁目 4 番 27 号 K D ビル 2 階	令和 8 年 10 月 1 日

北九州市告示第 3 8 8 号

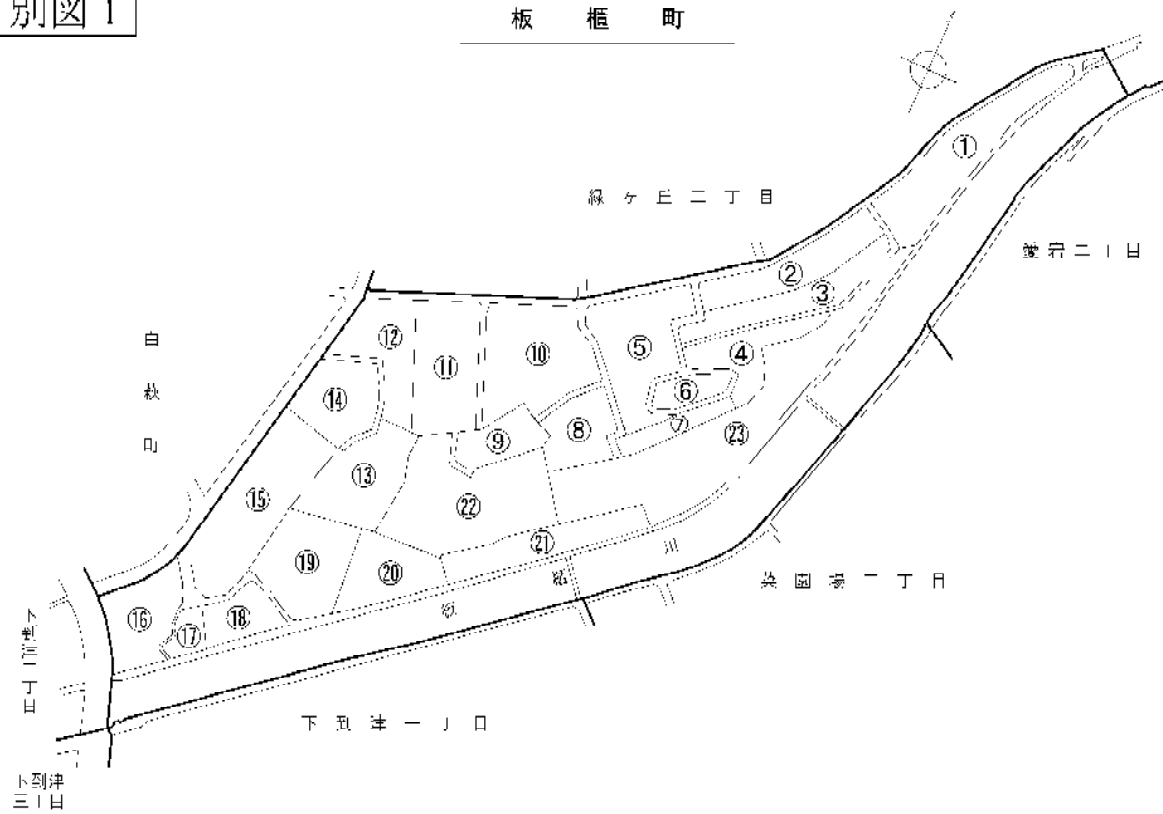
北九州市住居表示に関する条例（昭和 4 1 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市小倉北区板櫃町 8 番、9 番、1 1 番及び 2 2 番の街区の区域を別図 2 のとおり変更し、令和 8 年 1 0 月 1 5 日から実施するので告示する。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

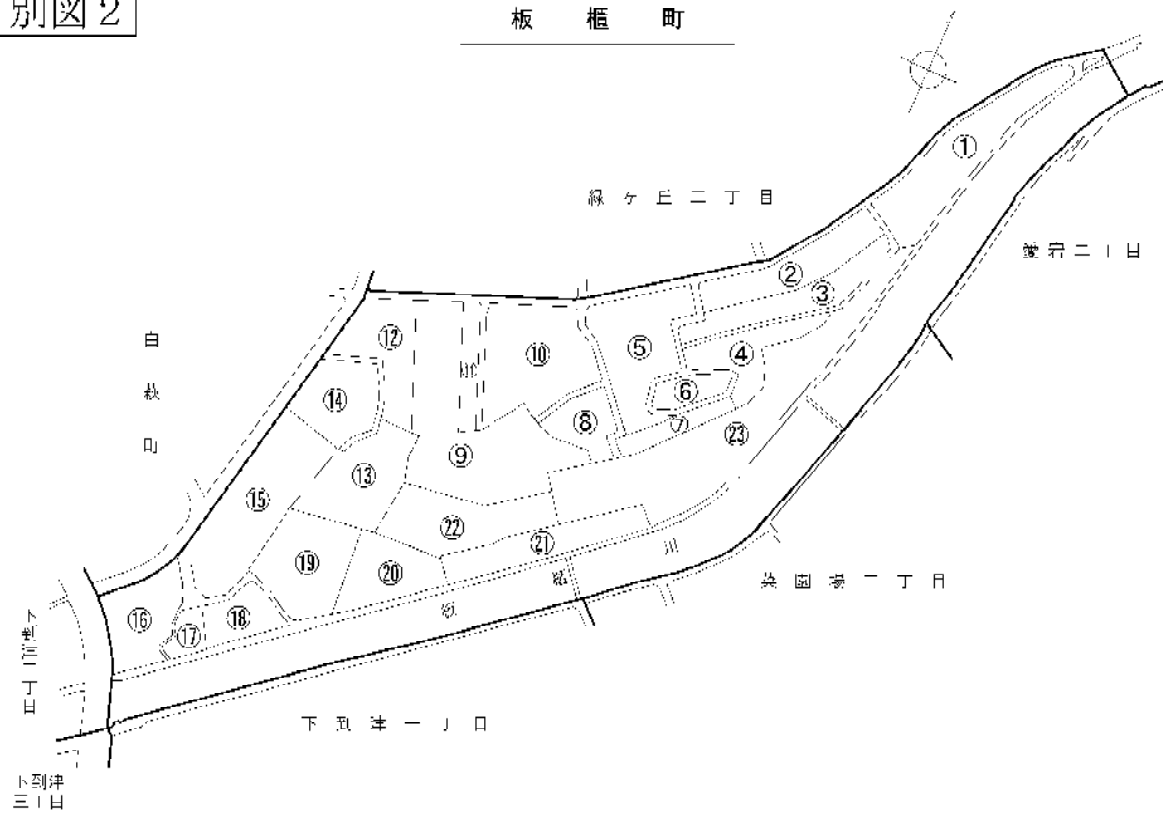
別図 1

板 櫃 町



別図 2

板 櫃 町



北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 1 2 号

北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正する規則

北九州市立視聴覚センター管理規則（昭和 5 0 年北九州市教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条本文中「午前 9 時」を「午前 9 時 3 0 分」に、「午後 5 時 1 5 分」を「午後 5 時」に改める。

第 3 条第 1 号中「休日」の次に「（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 北九州市立中央図書館の館内整理日

付 則

この規則は、令和 9 年 2 月 1 6 日から施行する。